

昨夏より今のところ気温が低いようですが、これからが夏本番です。水分補給し
 熱中症対策してお過ごし下さい。今月末からロンドンオリンピックが始まります。
 <7月27日-8月12日(17日間)>7/25,26にサッカーの予選があります。
 <7日 小暑,七夕,16日 海の日,22日 大暑,27日 土用の丑>



1. July ご案内・改正情報

1 算定基礎届(定時決定)は、7月10日が提出期限です。

4月—6月(支払ベースで見ます)の3か月の給与平均額の算定基礎の結果、9月(保険料変更は、通常翌月支払い給与から)に改定されます。また、固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬2等級以上差がある場合には7月改定(7月月額変更届)となります(固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も)。※昨年からの算定基準として、業種や職種の特性から、4月～6月までの報酬額がその他の時期と比較して著しく変動するような場合(前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額との間に2等級以上の差を生じた場合に、保険者算定を行うこととされています。→業種や職種の特性上、基本的に毎年4月～6月が繁忙期に当たるため、4月～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいいます。例えば単年度のみなど、業務の一時的な繁忙による報酬の増加等は対象外です。

2 賞与の時期となり、支給後「賞与支払届」を出します。予定月が年金事務所に登録されており、予定月に支給しない場合「不支給」として書類を提出しなければなりません。月々の給与と同じ料率ですが、注意点は以下の通りです。(支給額の1000円未満切捨て)

① 賞与の保険料計算の対象支給額の上限・・・厚生年金保険は150万円ですが、健康保険は、年度の累計額で540万円が上限となっています。本人からは、健康保険 49.85/1000(愛知県)、介護保険 7.75/1000、厚生年金保険 82.06/1000 の料率で徴収

② 雇用保険も月々給与と同様 本人からは5/1000(建設業 6/1000)の料率で徴収

3 労働保険の申告納付期限、第1期は7/10です。今年から口座振替も可能となっていますが、申込みが必要です。現段階では2期以降の申込が可能です。通常納付より期日が遅くなっております。

通常:今年 ①7/10 ②10/31 ③1/31⇒口座振替 ①9/28 ②11/14 ③2/14

2. 名言名句

「小さいことを積み重ねるのが、とんでもないところへ行く

ただひとつの道だと思っています」

イチロー

3. 法律改正ワンポイント

平成 28 年 10 月から短時間労働の社会保険適用拡大

短時間労働者(パートなど)に対する厚生年金・健康保険の加入適用対象拡大法案(「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」)が衆議院で可決されました。

2016年(平成28年)10月から「週20時間以上30時間未満、月収8.8万円以上(年収106万円以上)、勤務期間1年以上、学生は除外、従業員501人以上⇒※現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。」厚生省の試算では25万人が、新規に厚生年金・健康保険に組み込まれることになります。これらの費用は原則労使折半となることから、企業側の新規負担分は数百億円程度(負担が増える見通し。(当初案では月収7.8万円以上で45万人対象のケースで800億円と試算されていました)

今回の適用拡大の施行まで4年弱の期間があります。＜条件内容については、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。と法律に明記されています＞

スーパーや飲食業への影響が特に懸念されています。パート比率の大きい業種は「宿泊業、飲食サービス業」(51.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(34.6%)、「卸売・小売業」(32.7%)、「医療・福祉」(32.7%)、「不動産業」(29.5%)、「教育、学習支援業」(28.3%)など。労働者本人も加入を望み、企業も戦力として考え、費用負担も問題なければスムーズにゆくでしょうが、そうでない場合には、週20時間未満の雇用に変更するなど、500人以上の被保険者の企業は、今後短時間労働者への雇用形態を慎重に検討してゆく必要があります。実施までの期間に消費税増税の実施もあり、経済情勢など刻々変化することも考えられ、私見ですが予定どおりにゆかないであろうと考えます。

適用以外での改正点:次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずるということで、「産前産後休業期間中の厚生年金保険料も免除」されます。

4. 統計情報

① 経団連は5月31日、2012年春季労使交渉の中小企業業種別回答一覧(第2回集計)を発表した。調査対象である従業員500人未満の741社のうち回答が示されたのは267社。このうち平均額が不明の4社を除く263社の賃上げ妥結水準は、加重平均で3,869円、1.54%増だった。<http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/039.pdf>

② 2011年人口動態統計月報年計(概数)によると、11年の合計特殊出生率(女性が生涯に産む子どもの数)は前年と同率の1.39だった。年齢(5歳階級)別にみると、15～29歳の各階級では低下し、30～49歳の各階級では上昇、最も合計特殊出生率が高いのは、30～34歳となっている。(6月5日)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/index.html>

④ 厚生労働省は、民間企業における障害者雇用率について、現行の「1.8%」から「2.0%」に引き上げる政令の改正を閣議決定した。民間企業以外では、国や自治体が2.3%(0.2ポイント増)に、都道府県教育委員会が2.2%(0.2ポイント増)に引き上げられる。引上げは来年4月から実施される。(6月15日)

⑤ 「高齢社会白書」から、65歳以上の人口(2011年10月1日時点)が過去最高の2,975万人となり、総人口に占める割合が23.3%に達したことがわかった。なお、1人暮らしの高齢者は2010年に過去最高の479万人(2005年度比93万人増)となり、高齢者人口に占める割合は男性11.1%、女性20.3%に上った。(6月15日)



HRM Tanaka Human Resources Management

...我が家の「消費税増税と育G」問題!!

消費税増税法案が可決されました。2014年4月～8%、2015年10月～10%、2013年の秋の時点の政権が、経済状況を見て最終判断実施に踏み切るということのようです。素人には、増税が消費を冷え込ませ逆に経済悪化になると思えます。特に自動車・住宅関連は落ち込むと予想されています。それでも経済学者は増税しなければギリシャの二の舞になるという。しかし、「無駄を省くことができなかった」この政府は、逆に「しない」と言った「消費税増税をする」という約束違反は明白で、詐欺同然と言われても仕方ないでしょう。

私事ですが、一昨年結婚した長男に今年3月に男の子が誕生し、私にとっての初孫であり晴れて?(笑)祖父になりました。近くに住んでおり、週1回は顔を見せ愛敬を振りまいてくれてにぎやかです。日経ビジネスで「育G新聞」が取り上げられました。最近流行の「イクメン」ならぬ「育G(イクジイ)」が増殖しているとの事。「おじいちゃんが孫の面倒を見る、また地域の子どもの育成に力を注いで社会貢献する」笑(わ)を広げてゆ<事...「育G」の「G」は「爺い」の「G」ではなく、「Grand Father」の「G」。私も「育G」らしき事をしつつあり、ずっと近くで見てゆきたいと願っておりました。しかし、消費税増税問題は、私の「育G」を脅かす存在となったのです。長男が、「消費税が上がる前に家を買う」と言いました。高額な買い物の消費税10%はやはり大きいです。場所はというと岐阜県とある中央道方面、「え? 具体的だなぁ〜!」⇒MAGロードが通勤にも便利だとの事。引っ越したら孫には頻繁には会えず...決定的ではないものの「育G」の危機はいかに?!(S)